

改正案	現行
<p>第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>三～五 (略)</p>

<p>(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---